

補助金調書

補助金名	文化財保存事業費補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化財活用部 文化財活用課(TEL 092-711-4666)	
交付先	個人	指定文化財所有者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行うのは指定文化財の所有者であり、事業を行っている個人・団体が限定されるため。					
補助開始年度	昭和48	年度	経過年数	48	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	[目的]福岡市内に所在する指定文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じることを目的とする。 [補助対象事業]文化財の修理、整備、防災施設整備事業。					
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	<p>【継続に関する検証-補助金ガイドラインより】</p> <p>①すでに制度開始時の目的が達成されていないか 本補助金の目的は、指定文化財の保存及び活用に必要な措置(修理・整備・防災施設整備等)について、かかる経費の一部を所有者に補助し、文化財を次世代に確実に継承していくことである。文化財の保存及び活用に必要な措置は、文化財保護の観点から、一過性のものでなく、継続的に行われるべきことである。</p> <p>②社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか 「国民的財産」である文化財の保存及び活用は、次世代に確実に継承していくため、適切に行われるべき必要性・公益性のある事業である(文化財保護法第4条)。したがって、これを支える前提となる、適切な修理・整備・防災施設整備等の措置も必要性・公益性のある事業とみなすことができる。</p> <p>③今後も補助による効果が十分に期待できるか 補助対象である文化財の修理・整備・防災施設整備事業は、所有者が状況に応じて適切に行わなければならないものである。今後も、本補助によって文化財の所有者が文化財の保護に必要な措置を適切に行っていくことが期待できる。</p> <p>④その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか 当該補助事業を行うのは、国・福岡県・福岡市指定文化財の所有者であるため、事業を行うことのできる個人・団体は限定されている。</p> <p>⑤補助金ではなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか 地方公共団体は「周到の注意をもって」、「国民的財産」である文化財の保存および活用が適切に行われるようつとめなければならない(文化財保護法第3条)。したがって、所有者が永続的に行わなければならない文化財の保護に必要な修理・整備・防災施設整備等の事業について、福岡市が本補助金をもって、所有者を支援することが適当である。</p>					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>[補助対象経費]</p> <p>(1)国指定文化財 修理工事経費・防災工事経費・その他工事経費・工事報告書印刷経費・事務経費</p> <p>(2)県・市指定文化財 文化財修理・防災等の事業にかかり直接必要な経費</p> <p>[補助金額算定の方法・考え方]</p> <p>(1)国指定文化財 補助対象経費の1/8以内</p> <p>(2)県指定文化財 補助対象経費の1/4以内</p> <p>(3)市指定文化財 補助対象経費の3/4以内</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	3 件	1 件		
	23,574 千円	1,000 千円	1,420 千円	813 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	・市指定有形文化財「住吉神社能楽殿」保存修理事業					
補助金交付 による効果	それぞれの文化財の特性に応じた適切な修理等が行われ、指定文化財の保存および積極的な公開・活用を進めることができている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。